

# 明治維新 150 年 観光プロモーション動画制作等業務委託に係る プロポーザル応募要項

## 1 趣 旨

本要領は、明治維新 150 年 観光プロモーション動画制作等業務の委託者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するための必要な事項を定めるものとする。

## 2 委託業務

### (1) 業 務 名

明治維新 150 年 観光プロモーション動画制作等業務

### (2) 目 的

「維新胎動の地」である本県にとって、「明治維新 150 年」となる本年は、認知度やブランドイメージを向上させる絶好の機会である。

このため、本県の魅力を強力にアピールする観光プロモーション動画を制作し、インターネット等を活用して全国へ向けて発信することで、本県への誘客拡大を図ることとしている。

### (3) 業 務 内 容

別添「明治維新 150 年 観光プロモーション動画制作等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり。

### (4) 委 託 期 間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 31 日（日）まで

### (5) 提 案 上 限 額

18,000 千円（消費税及び地方特別消費税を含む）

## 3 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) この手続の開始の日から契約日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

#### 4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 当該手続きの参加資格を有しないとき。
- (2) 提案書を期限までに提出しないとき。
- (3) 提案の内容が最低限の要求水準を満たしていないとき。
- (4) 提案書の重要事項が適切に記述されていないとき。

#### 5 企画提案書等の作成方法、提出方法、提出部数、提出先及び提出期限

##### (1) 作成方法

- ・ 様式・版：様式自由、A4版  
会社概要は既存のパンフレットを添付することでも可。
- ・ 業務の目的等に留意し、下記の企画提案書等を提出すること。

区 分	内 容
ア 表紙	会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。
イ 企画提案書	<p>&lt;項目&gt;</p> <p><b>1</b> 総論</p> <p>(1) 企画提案趣旨</p> <p>(2) 業務実施体制</p> <p>(4) 配置予定技術者の資格、経歴、兼務業務の状況等</p> <p>(5) 緊急時の連絡体制、苦情等相談に係る処理体制</p> <p>(6) 類似業務の実績</p> <p>(7) 実施行程</p> <p><b>2</b> 各論</p> <p>(1) 観光プロモーション動画の制作</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 旅行仕立てのストーリーとした動画の提案 (簡単な絵コンテなど内容がイメージできる資料等)</li><li>※動画で取り上げる観光スポットは、地域バランスを考慮して選定すること。</li><li>・ 各動画の再生時間の設定</li><li>・ 撮影手法、音楽、登場人物のキャスティングなど、動画の視聴回数を増やすための工夫の提案</li><li>・ 次年度以降も活用するための工夫の提案 ※次年度以降は、「癒し」や「パワースポット」等をキーワードとしたプロモーションを展開予定</li><li>・ スマートフォン・タブレット、パソコン、テレビ、イベント時の放映等、多様な媒体で使用するための提案</li></ul>

	<p>(2) ランディングページの制作・運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ページ構成等の提案（デザイン、構成内容がイメージできる資料等）</li> <li>・ ランディングページ及び動画を掲載する宿泊予約サイト等の提案（なるべく多くのサイトに掲載できるようにするとともに、サイト毎の登録会員数等も記載）</li> <li>・ 閲覧者が宿泊予約したくなる工夫の提案（動画と連動した旅行商品の紹介 など）</li> <li>・ アクセス件数を増やすための工夫の提案（SEO 対策など）</li> </ul> <p>(3) 動画広告の配信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本県の観光への興味・関心層に的確に配信する方法（配信時に活用するデータ等から説明）</li> <li>・ 動画広告からランディングページへの誘導方法</li> <li>・ 目標 KPI の適切な設定</li> <li>・ 動画視聴回数 の目標設定</li> <li>・ 目標達成が困難な場合の対策</li> </ul> <p>(4) デジタルマーケティングによる調査・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査項目や分析イメージなど報告書のとりまとめイメージ</li> <li>・ 調査を踏まえた分析手法の提案（過去の実績において、分析結果を踏まえた観光施策等の提案事例があれば添付）</li> </ul> <p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本仕様に関わらず、本事業の目的実現に向け、より効果が見込まれる手法等があれば提案すること。</li> </ul>
ウ 会社概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所在地や資本金、主な事業内容、従業員数など会社の概要が分かるもの。</li> </ul>
エ 協力業者概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本業務における協力業者は、「協力業者の概要」（別記様式 3）を用いて作成すること。（協力者が会社の場合は法人名を、個人の場合は個人名を記入すること）</li> </ul>
オ 参考見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当業務に係る所要経費を全て見積もること。（消費税及び地方消費税を含む。）</li> <li>・ 見積の根拠となった所要経費の明細を明らかにすること。</li> </ul>

(2) 提出方法

企画提案書等の提出は、持参または郵送とする。

(3) 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

(4) 提出先

〒753-8501 山口市滝町 1-1  
山口県観光スポーツ文化部観光プロジェクト推進室内  
一般社団法人 山口県観光連盟  
明治維新 150 年 観光プロモーション動画事業担当 原田 行

(5) 提出期限

平成30年7月26日（木）17：00まで（必着）

(6) その他

提案は、1業者につき1提案とする。

## 6 提案への参加意向確認

本要領に基づく提案の参加意向について、「提案参加意向確認書」（別記様式

1）を次のとおり提出すること。

ア 提出期限

平成30年7月13日（金）17：00まで（必着）

※FAX可。但し、FAX送信の場合は担当者に着信を確認すること。

イ 提出先

〒753-8501 山口市滝町 1-1  
山口県観光スポーツ文化部観光プロジェクト推進室内  
一般社団法人山口県観光連盟  
明治維新 150 年 観光プロモーション動画事業担当 原田 行  
TEL：083-933-3170 FAX：083-933-3179

## 7 審査の実施

明治維新 150 年 観光プロモーション動画制作等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）において、審査を行う。

(1) 予備審査

提案者が多数の場合、審査委員会で予備審査（書類審査）を行うことができるものとする。予備審査を実施した場合は、その結果を全ての提案者に FAX で通知する。

(2) ヒアリング審査

審査委員会が、各提案者の提案書に基づきヒアリング（提案者によるプレゼンテーション）を実施して行う。

ヒアリングの日時及び場所は次のとおりとする。

○日 時 平成30年7月30日（月）（実施時間は別途通知する）

○場 所 観光スポーツ文化部 1号会議室（山口県庁 12階）

## 8 審査項目及び審査基準

審査項目	配点	評価ポイント
1 全体		
業務遂行にあたっての基本的事項	2 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企画提案趣旨が明確であり、プロモーション効果が高いコンセプトとなっているか。</li> <li>○業務実施体制を確立しているか。</li> <li>○業務遂行能力があるか。</li> <li>○緊急時又は突発的な事態に的確に対応できるか。</li> <li>○実施行程のスケジュールは適切か。</li> </ul>
2 各論		
(1)観光プロモーション動画の制作	2 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業の目的や趣旨を踏まえたものとなっており、実現可能性の高い企画内容であるか。</li> <li>○動画にストーリー性があり、視聴者に対して本県観光の魅力を効果的に発信できるとともに、次年度以降も活用できる内容となっているか。</li> <li>○動画の制作本数及び再生時間は適切か。</li> <li>○撮影手法や音楽、登場人物のキャスティングなど、動画の視聴回数を増やすための工夫がなされているか。</li> <li>○多様な媒体での使用を想定しており、二次利用が可能な権利関係となっているか。</li> </ul>
(2)ランディングページの制作・運用	1 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ランディングページへのアクセス者が、動画や観光情報を通じて、宿泊予約したくなるよう工夫されているか。</li> <li>○複数の宿泊予約サイトに掲載されるなど、誘客効果が期待できるか</li> <li>○アクセス件数を増やすための工夫がされているか。</li> <li>○新たに制作する動画以外、本県が別途提供する動画について、9月以降配信可能か。</li> <li>○9月25日までに1本以上の動画が納品できる見込みか</li> </ul>
(3)動画広告の配信	1 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○動画広告の配信期間や配信回数は、委託期間内において最大限の効果が発揮できるよう工夫されているか。</li> <li>○動画広告が、本県の観光への興味・関心層に的確に配信されるよう工夫されているか。</li> </ul>

		○動画広告の視聴者を本県のランディングページに誘導するための工夫がなされているか。 ○KPI 及び動画視聴回数目標設定は適切か。 ○目標達成が困難な場合の対策は十分か。
(4)デジタルマーケティングによる調査・分析	15	○旅行者のニーズ等が把握できる調査内容となっているか。 ○分析データを取りまとめ、内容を理解しやすく整理されたものが提出できるか。 ○本県への誘客拡大に資する分析ができるか。
3 参考見積り	5	○提案内容に応じた所要額が適切に見積もられているか。
合計	100	

## 9 提案に係る経費

書類の作成など、提案に要する経費は提案者の負担とする。

## 10 提案書類の返還

この要領に基づき提出された提案書類等については返還しない。

## 11 質問と回答

この要領に関する質問の提出については、次のとおりとする。なお、質問に対する回答については、提案参加者全員に対し行うこととし、回答文書については、この要領を追加又は修正したものとして取り扱う。

ア 質問書（別記様式2）の提出期限・提出方法等

平成30年7月13日（金）12：00まで（必着） FAX可

イ 提出先

〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県観光スポーツ文化部観光プロジェクト推進室内 一般社団法人山口県観光連盟 明治維新150年 観光プロモーション動画事業担当 原田 行 TEL：083-933-3170 FAX：083-933-3179
---

ウ 回答期限・回答方法

平成30年7月18日（水）17：00までにFAXにより回答。

## 12 提案者の決定通知等

- (1) 提案書等の審査により、特定の提案者1者を決定した後、選定結果を提案者全員に対し、文書により通知する。
- (2) 提出された提案書等は特定の提案者1者を決定するための資料であり、事業実施に当たっては、契約の相手方決定後、詳細な仕様書を作成し、その仕様に基づき事業を実施する。

## 13 成果物の著作権（重要）

事業により作成した成果等の著作権は、山口県観光連盟に帰属するものとする。